

編集発行人 代表社員・税理士 CFP・TLC 北村喜久則 代表社員・税理士 行 政 書 十 北 村 顧問税理士 神田福男・月岡直樹 星野 慎・鷲見守夫 事務所 〒336-0022 さいたま市南区白幡4-1-19 TSKビル5F TEL 048 (866) 9734代 FAX 048 (866) 8591 http://www.yamatotax.com

コキア

(神無月) OCTOBER

13日・スポーツの日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	•	٠	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
<i>12</i>	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	•

ワンポイント ペポルインボイス

ペポル (Peppol) とは、インボイスなどの電 子文書をネットワーク上でやり取りするため の国際標準規格です。ペポルインボイスに対 応した会計ソフト等を利用する場合、取引先 の会計ソフト等がペポルの規格に対応してい れば、異なるシステム間でもインボイスの送 受信や自動処理を行うことができます。

10月の税務と労

税/9月分源泉所得税の納付 10月10日

税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

税/8月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 10月31日

mail tax@yamatotax.or.jp

国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日

税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 10月31日

地方税/個人住民税第3期分の納付

市区町村の条例で定める日

務/労働者死傷病報告(7月~9月分)10月31日

務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 10月31日

労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

ことがことがこと が資た指そ 和7年度 と投資が豪 大規重点事で 大規重点事で でれを更に 大力ある かた 見を促す、様々な現整備を図る「stubのな社会を構築」といい、様々なお続いな経済成長 ※事項とされました。 史に発展させていく 心応する する成 様案する 構築する とともるととも 長 を目

下「導

◎「先端設備等導入計

東京都特別区にあっては東京 間等を取得した場合、市町村 がいて一定要件を満たす機械 がいて一定要件を満たす機械 がいて一定要件を満たす機械 でいて一定要件を満たす機械 がら認定を受けた同計画に は がいて一定要件を満たす機械 がら認定を受けた同計画に が、中小企業等経営強化 は は に 規定

出業等が、固定資

化法二) 化法二)

ポ

固定資

産税

特例措置

とは

基町

づ 村

効いる労

されていることを

力が高計

労働生産性 =

(円)

令和7年度 税制改正のポイント 中小企業の 設備投資に関する

固定資産税の特例措置

元や「中小企業投資促進税制」 の適用期限の延長などの措置が が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性の上の課税標 資に関する固定資産税の課税標 強い特例措置」(以下「固定資産 での特別措置」)について、その 和7年か 企 企業経営強化税制」の拡い対する特例措置であるに対する特例措置であるのに不可欠です。そのためのに不可欠です。そのためのに不可欠です。そのためのでは、地域経済の維持・発展

する% ある 導入計画とは、経営強化: 地 規定された、中小企業者が迅 を図るための計画です。中小 業者が、3~5年の間に、直定 でする手度との対比で労働生産性の向 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 で進基本計画」に適合する場合 に、認定を受けることができま することが 導入計 できま

体て

者お

業 全 い

たり働 率場尺働 イント 場合は、投入された必代度であり、労働生産性は労働の効率 物合は、投入 八度であり、 1]で算出されます。 の生 の付加価値額な 生産性とは、※ 下]「労働生産!! た労働な を

い業

米員1人

【計算式1】労働生産性の算出

中小企業庁資料より

営業利益+人件費+減価償却費

(労働者数又は労働者1人当たり年間就業時間)

【計算式2】投資利益率(年平均)の算出

(営業利益+減価償却費)の増加額(注1) 投資利益率 $\times 100$ (%)設備投資額(注2)

注1 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額

設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得 価額の合計額

には、給給 や固 (次頁表) 【次頁表】 対 象設 産 備 増加することを従前画の中に雇用を及税制改正前にお の とおりで、 0) 適 にす 用 対

件企

改 正 前 0) 用

10 月号 ——

味 ま

が

軽 減

支える重要

での

%

:う負

 $\times 100$

労働投入量

て 減 率 は ました。 が表 税 3 の標な明 年の準いある 間 の場る ・そ軽合 _ 2 の減は賃 減は賃 分軽措 ŀ. の減置固げ 期は定表 1 とさ 間適資明 と用産 れ軽で税の

ポ イン 0) **|** 投 資 利 益 率

業さ務得率 種れ指らと 5 ح 0 種 指標で、 がます。 がれた利 額 % によって異 は、投下した資力の【表】のうち、 意味にあった。 你で、利 します の割合を示したのうち、投資な し利 7

ポ端 る 例 日 ポ 導入: 設 ま イント 等入計画 は備等に 0) 改 正 画 「対象設備」に適用期限」「適用期限」 ま取法9 する。 す規 3

る定月

先 す 31

だ 新税

上で 表 対 の 象 の投資計画に記載されす。投資利益率が年率3一個の対象設備等」の「対象設備等」の対象設備等」の対象設備等」の対象設備を最低価額 1 象となります ーント 対 , 0 た設 % お件 以りは

認場計まいる毎9 が合画す。自定 がかに、自定 固9中対ので あよ市治資 り区体産 ます 対村 の象が6 沈哉に 済入計 導入計 5 7 事がす団を 計 前異る 講 体 画令 に和

計上

を 中 行う企

を

対

象

一画げ

に

% 雇

10

を

を

Ĺ

が

改

É

後

0)

適

用

要件

い設適可事ので 備用能業投 き ま 0) のに拡資 の可否を十分検討しになります。これら 近大に有効活用な質に振り向ける す。 導 入 そ を 0) ける 討 してく すること などし 5 更 0) E

とに り分 Í 0) \tilde{L} 1 さ た。 n に る 軽年 表減か さら のれっ 「特るこ

新

5

年

新

【表】固定資産税特例共置の適田亜供

まの税資規げ給導し1さ産取る額 ス

「3年間では、 第2年が、新たいのでは、 第2年が、 第2年のでは、 第2年のではのでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、

4

まとめ

表

朔

税 げ

標

額

3

。 以

Ŀ

引き上

つる方

針

また、

用

者

与等支給

額 をを

の法合小

の負

担

をを で、

抑 元

ょ

ŋ

多

金

を手

残

す くこと

事人わ企固

世ること

え固制措

定資産産

税組か

が額やみ中

ることに

定 資

営産

強税

化特

税例

経済産業省資料上り

	【衣】回止貝性忧忖例指直の週用安計 経済性素官貝科より							
	対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本 金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業						
	計画認定要件	3~5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上で上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること						
対象記		設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件				
		①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)				
	対象設備等	②測定工具及び検査工具	30万円以上					
		③器具備品	30万円以上					
		④建物附属設備	60万円以上					
	特例措置	固定資産税 (通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明 (**) に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明 (**) に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの						
	適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)						

さ規制が 【参考資料】 中小企業庁 ホームページ 「固定資産税の特 例(中小企業等



経営強化法によ る支援) |

<当事務所の業務内容>

- 計 (1) 会計システムのサポート(システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導) 1. 会 (2) 財務・金融面の指導(資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
- 2. 税 務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
- 3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
- 4. 経営支援 会社設立、各種規程(就業規則等)の作成、管理会計指導(継続 MAS)
- 弁護士(峰岸)、司法書士(森崎)、社会保険労務士(戸田)、土地家屋調査士(片岡)、 不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
- 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、 あいおいニッセイ同和損保



※ 資格者 税理士7名(顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、 税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、 生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

続場人0相 相 を の方数円 合の 祖 とそ 続 の 行 って 父さ 父 こで計 のん + 0) の ぉ 6 基 財は 弟 0 Α ij 3 計 算 0 礎 産 は ح 控除 0 、祖父の相続人は祖父と養子は を祖 弟 方円 ま 祖父の お す 額 の は 控 あり X ば 3 け が 相続人は、 、今回6 死 何除 る法定相 ま ŧ 亡に 3 で せ す。

 \mathcal{O}

0

父場続ははの相の人が基続 相基 な続 Α きお、 人の数は2人となり控除額を計算する際 一礎控除 ح 実子に A の 数子相名には続 該当し に含めません 1人に 相 額 を きま まで ます の 計 法 算 実子 以相続しん。 しがい は す 規 す 法定 る相 今回 るとき が ま 定 \mathcal{O} 人 の ず。 法定 す で、祖の相

KEY WORD 「居抜き譲渡」の課税関係

賃貸店舗で営んでいた飲食店を廃業する 際に、店舗の室内装備をそのままの状態で 売買するケースがあります。これは「居抜 き譲渡」と呼ばれています。居抜き譲渡は、 廃業する側と新規開業する側が同業種であ る場合に行われることが多く、売り手側は 原状回復費用がかからないこと、買い手側 は初期費用を削減でき、スピーディーに開 業できることなどがメリットとなります。

譲渡する資産として、例えば、お酒等の 商品、食器類、店内装飾・家具等があります。 各々時価を見積もり、譲渡金額を決めます。 この場合の課税関係は、まず、お酒等の棚 卸資産は本来の事業売上になります。また、 食器類は少額の減価償却資産として経費処 理していますので、これも事業売上です。 店内装飾・家具等の固定資産は総合課税の 譲渡所得となります。譲渡損失が出たら他 の所得金額と損益通算が可能です。